

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

決算の内容が良い状態なのか悪い状態なのか、将来に不安はないのかを判断するために、健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められました。

時津町の比率は次のとおりで、国が定めた基準を超えている比率はなく、緊急に早期健全化に取り組まなければならない状況にはありません。

しかしながら、時津中央第2土地区画整理事業や町道日並左底線道路築造事業など大きな財政需要が続いていることから、後年度の財政運営に支障をきたさないよう、限られた財源の重点的な配分と既存事業の徹底した見直しなどによる一層の節減合理化に取り組み、身の丈にあった健全な財政運営に努めてまいります。

■ 健全化判断比率（財政が健全に運営されているか判断する指標）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
時津町の数値	— ※1	— ※2	1.0%	— ※3
早期健全化基準 (イエローカード)	14.49% 以上	19.49% 以上	25.0% 以上	350.0% 以上
財政再生基準 (レッドカード)	20.00% 以上	30.00% 以上	35.0% 以上	

※1、2 算定の結果が赤字でないため「—」と表示しています。

※3 将来負担すべき額より基金などの償還可能財源の方が多いため「—」と表示しています。

各比率を家計に例えると・・・

実質赤字比率	1世帯の年間収支がどれだけ赤字だったのか
連結実質赤字比率	生計を共にする世帯の年間収支がどれだけ赤字だったのか
実質公債費比率	生計を共にする世帯で、その年収に占める住宅ローンなどの返済額の割合
将来負担比率	生計を共にする世帯で、住宅ローン残高などの返済見込額と貯金の状況をもとに将来の負担がどのくらいの割合なのか

■ 資金不足比率（年間の収入が支出と比較してどれだけ足りないかを表す指標）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0% 以上
下水道事業会計	—	
浄化槽整備事業特別会計	—	

※いずれの会計も資金不足が生じていないため「—」と表示しています。